

労働者の職業の安定に役立てるための、事業主に対する各種助成

各種助成金は、労働者の職業の安定に資するために、失業の予防、雇用機会の増大、雇用状態の是正、労働者の能力開発等を図る目的で支給されます。各制度についての詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金制度

景気の変動、経済上の理由などにより、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給されます。（平成20年12月から当面の間、中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設され、下記の支給要件・支給額が大幅に緩和・拡大されています。）

●支給要件

最近6か月間に、生産量が対前年同期比で10%減等に該当する事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主であること

●支給額

- ①休業等 休業手当相当額の1/2（中小事業主は2/3）
*休業期間中に教育訓練を行う場合は、上記の金額に訓練費1,200円/人日を加算
- ②出向 出向元で負担した賃金の1/2（中小事業主は2/3）

特定求職者雇用開発助成金制度

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が助成されます。

●特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職困難者をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れること

●緊急就職支援者雇用開発助成金

①厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、②雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画又は求職活動支援書の対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れること（②の場合は当該地域内に所在する事業主に限ります）

地域雇用開発助成金制度

政令で指定された雇用開発促進地域（福岡地域及び北九州市を除いた県内全ての地域、平成22年3月まで）などにおける雇用構造の改善を図るために、これらの地域内で事業所を設置または整備して、その地域に居住する求職者等を職業安定所の紹介により雇い入れる事業主に対して助成されます。

労働移動支援助成金制度

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し、求職活動等のための休暇を付与した事業主、再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させた事業主、職場体験講習の受講者を雇い入れた事業主、民間の職業紹介事業者等に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた事業主に助成金が給付されます。

制度には求職活動等支援給付金と再就職支援給付金があります。

●求職活動等支援給付金

求職活動等のための休暇付与1日当たり4,000円を助成します（1人当たり30日分を限定とする）。

再就職先となり得る事業所において、職場体験講習を受講させた場合、1日当たり4,000円を助成します。

また、その対象者を離職から1か月以内に雇入れた事業主は1人当たり5万円を助成します。（10万円が助成される地域もあります）

●再就職支援給付金

再就職に係る支援の委託に要する費用（再就職が実現した計画対象労働者に係る）の1/3の額（1人当たり30万円を限度※）を助成します。ただし、同一の再就職援助計画につき300人を限度とします。※大企業の場合は、1/4の額（20万円を限度）

福岡県では次のような融資制度を実施しています

●賃金遅払資金融資

企業から毎月定期的に支払われている賃金が現に1か月分遅払いとなっている方を対象に、賃金遅払いのため必要となった生活資金を融資します。

融資金額：毎月定期的に支払われる賃金の手取り1か月分相当額

金利：年3.0%（保証料を含む）

●ホッとローン（求職者支援資金融資）

経営環境の悪化等で離職を余儀なくされた方で①ハローワークに求職し求職活動を行なっている②雇用保険一般被保険者で求職者給付受給（含む待期）③離職時に世帯の生計を維持していた方

融資金額：50万円以内 金利：年2.7%（保証料を含む） 用途：医療費、分娩費等

※いずれも県内同一住所に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業（ホッとローンは中小企業の条件はありません）に1年以上勤務している方で保証機関の保証を得られる方を対象にしています。

詳しくは、県内の最寄りの九州労働金庫の各支店にお尋ね下さい。

